

別表第1 (第2条、7条関係)

用具	給付対象者	性能	耐用年数	給付限度額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	8年	4,450円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の予防又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000円
歩行支援用具	下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア、小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	60,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年	90,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円
車いす(電動以外の場合)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	5年	70,400円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒時の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	12,160円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	20,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	—	37,800円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	5年	157,500円

※ 耐用年数を経過するまでの間は、原則として用具の再給付を受けることができませんのでご注意ください。

※ 紫外線カットクリームは、給付限度額を限度とし、1年度に1回の給付となります。